

# 匿名組合契約書

ビット FX ファンドのお申込みにあたっては、匿名組合契約の締結が必要です。お客様には、この匿名組合契約書をダウンロードおよび保存の上、契約内容をよくご確認いただき、ご同意いただける場合はクラウドクレジット株式会社のウェブサイト上の申し込みページに設けられた「匿名組合契約書の内容を確認し、承諾します」にチェックを入れて、お申込み手続きを進めてください。

なお、この匿名組合契約は、ビット FX ファンド上で、お客様（出資者）が契約内容について同意・承諾をするとともに、ビット FX ファンド上のウォレットにお客様からの所定の出資金が着金することで成立いたします。

## 匿名組合契約

営業者 ビット FX ファンド（以下「本営業者」という。）及び本匿名組合員は、以下のとおり、本件匿名組合契約締結日付で、匿名組合契約（以下「本件匿名組合契約」という。）を締結する。

なお、本件匿名組合契約は、本営業者のウェブサイト上で本匿名組合員が本件匿名組合契約について電子承諾をするとともに本営業者の指定口座に本匿名組合員からの所定の出資金が着金することで、契約が成立する。

## 第 1 章 総則

### 第 1.1 条（定義）

本件匿名組合契約中の用語は、本件匿名組合契約において定義する場合及び文脈上別段の意味を有することが明らかな場合を除き、別紙 1「定義集」記載の意味を有するものとする。

### 第 1.2 条（目的）

1. 本件営業（第 2.1 条に定義される。）は、本件匿名組合契約に基づき、その時々において本営業者子会社との間で本件運用契約を締結し、本営業者子会社に対し、本営業者子会社が本件事業を行うための資金の貸付（本件運用貸付、別紙 2「本件運用貸付の返済スケジュール」）を

行い、本営業者子会社からの本件運用貸付債権に係る元利金の返済を受け、または本件運用貸付債権を売却することを通じて収益を上げることが目的とする。

2. 本件匿名組合契約に定めるところに従い、本匿名組合員は、本営業者の営む本件営業のために本営業者に対する出資を行うものとし、本営業者は、本件営業から生ずる利益及び損失を本匿名組合員に分配するものとする。

3. 本件匿名組合契約に基づく本営業者と本匿名組合員間の関係は、商法第二編第四章に定める匿名組合における営業者と匿名組合員の関係を構成するものに過ぎず、いかなる目的のためにも他のいかなる関係をも創設するものとはみなされないものとする。なお、本営業者及び本匿名組合員は、本件匿名組合契約が同法に定める匿名組合における営業者と匿名組合員の関係を損なわない範囲において、本件匿名組合契約の各条項が同法に定める任意規定に優先して適用されることに合意する。

4. 本件匿名組合契約及び他の匿名組合契約に基づく本営業者に対する出資金並びに本営業者が本件営業により取得する本件運用貸付債権その他一切の財産（以下「本件財産」という。）は、本営業者に帰属するものとする。本匿名組合員は、本件匿名組合契約に定めるほか、本件営業から得られる利益及び損失について権利を有さず、またいかなる債務も負担しない。本営業者は、本件営業の結果について、また本匿名組合員の本件匿名組合契約に基づく出資が経済的、法的、税務上その他のいかなる結果をもたらすかについて、明示・黙示を問わず本匿名組合員に対して何らの保証を行うものでもなく、また保証をしたとみなされてはならない。

5. 本営業者及び本匿名組合員は、以下の各事項について認識し、それぞれ確認する。

(1) 本匿名組合員は、本営業者による本件営業の成功が保証されていないこと、出資金（当初出資金及び追加出資金を含む。）の元本の返還が保証されていないことを了知しており、自己の投資判断に基づき自己責任において本件匿名組合契約を締結するものであること。

(2) 本匿名組合員は、本営業者から開示された本件関連契約の内容を了知していること。

### 第 1.3 条（他の匿名組合契約）

1. 本営業者は、本件営業に関し、他の匿名組合契約を締結することができる。

2. 本営業者による本件匿名組合契約又は他の匿名組合契約の締結及び履行は、本件匿名組合契約に定めるところを除き、本匿名組合員と他の匿名組合員間に、本件営業に関して何らの権利義務関係をも生ぜしめるものではない。

3. 第1項に従い他の匿名組合契約が締結する場合、本営業者は、他の匿名組合契約を、契約締結日、出資日、出資金額、出資割合、匿名組合員の属性又はこれらに関する条項の違いによって生ずる差異を除き、本件匿名組合契約と同内容とし、匿名組合員の属性に起因するもの及び本件匿名組合契約に明確に定める場合を除いて、本匿名組合員と他の匿名組合員を平等かつ公平に取扱わなければならない。また、他の匿名組合契約は、本件匿名組合契約と完全に独立するものであり、本件匿名組合契約の有効性又は本営業者と本匿名組合員の関係に何ら影響を及ぼさないものとする。

## 第2章 本件営業

### 第2.1条（本件営業）

1. 本件匿名組合契約に従い、本営業者は下記事業（以下「本件営業」という。）を行うものとする。

(1) 本営業者子会社との間の本件運用契約の締結及び本件運用契約に基づく本件運用貸付の実行並びに本件運用貸付の元利金その他本件運用契約に基づく本営業者子会社に対する一切の権利の行使及び義務の履行。

(2) 本件運用貸付債権その他本件財産の処分。

(3) 本件匿名組合契約及び他の匿名組合契約の締結並びにこれらの契約に基づく出資金の受入れその他の権利の行使及び義務の履行。

(4) その他上記各号に関連又は付随する一切の取引（上記各号に定める営業に関連する契約の締結並びに当該契約に基づく権利の行使及び義務の履行を含む。）。

(5) 上記各号の営業の目的を達するために行う業務上の余資の運用。

2. 本営業者は、本件営業の遂行に関し、必要に応じて第三者に、その事務の全部又は一部を委任し、また、弁護士、公認会計士、税理士その他の者を本営業者の顧問、代理人又は履行補助者として利用することができる。

3. 本件営業は、全て本営業者の名の下に行われ、本件財産その他本件関連契約に基づく本営業者の権利等は、全て本営業者に帰属する。本匿名組合員は、本営業者による本件営業及び経営に関与しない。本匿名組合員は、本件匿名組合契約において定める場合を除いて、本件営業を執行する権利、本件営業に関して意思決定をする権利及び他の匿名組合員又は本営業者を代理する権利を有しない。また、本匿名組合員は、本件営業に関してのみ本営業者に対し権利を有

するものであり、本営業者の本件営業以外の資産、利益、権利について何ら権利を有しないものとする。

### 第3章 出資

#### 第3.1条（出資金額及び出資の方法）

1. 本匿名組合員は、本件匿名組合出資実行日までに当初出資金を一括して本営業者が開設する、別途ご連絡する振込口座（以下「本件営業口座」という。）に振込送金する方法により本営業者に出資する。

2. 本匿名組合員は、前項に定める場合のほか、その他本件営業に関し出資された当初出資金で資金の不足が生じる等の場合で本営業者から出資要請がなされたときは、本営業者と協議の上別途合意したところに従い、当初出資金とは別に、当該不足額を本件営業のために追加出資することができる。

本件匿名組合契約に基づく出資は全て、法定通貨または仮想通貨で行われ、また、本匿名組合員に対する分配も法定通貨または仮想通貨で行われる。

4. 本営業者は、本匿名組合員が、所定の本件匿名組合出資実行日までに、第1項に規定する方法に従った出資の履行を怠った場合には、本匿名組合員に対して通知することにより、本件匿名組合契約を直ちに解除し得るとともに、本匿名組合員に対し、かかる不履行により本営業者が被った一切の損害の賠償を求めることができる。

#### 第3.2条（出資金の用途）

本営業者は、出資金を本件運用貸付のためにのみ用いるものとする。

#### 第3.3条（分別管理）

本営業者は、本出資金にかかる分別管理について、セーシェルまたはバミューダ国の規定にのっとる。

### 第 3.3 条（利益及び損失の計算）

1. 本件匿名組合契約において「利益」及び「損失」とは、一般に公正妥当と認められた会計基準に従い決定された、以下の各号に定める利益及び損失をいう。但し、かかる一般に公正妥当と認められた会計基準が税法に定められる会計処理の方法と相違する場合においては、税法に定められる会計処理の方法を適用する。

#### (1) 利益

(i) 本件運用貸付債権の利息、遅延損害金その他の本件財産から得られる収益

(ii) 本件財産の売却差益

(iii) 本件財産に係る評価益（法人税法上益金処理が認められる場合に限る。）

(iv) 本件営業に係る為替差益

(v) 本件財産に属する金銭に係る運用益

(vi) 本件財産に係るその他の収益

#### (2) 損失

(i) 本件財産に係る損失

(ii) 本件財産の売却損失

(iii) 本件財産に係る評価損（法人税法上損金処理が認められる場合に限る。）

(iv) 本営業者が本件財産に関連して負担すべき諸費用（公租公課を含むが、これに限られない。）

(v) 本営業者に対して支払う諸費用（営業者報酬を含む。）

(vi) 本件営業に係る為替差損

(vii) 本営業者が本件営業を遂行する上で通常必要となるその他の費用（本件営業の開始及び遂行のために弁護士、会計士その他専門家等に対して支払うことを要する報酬を含む。）

(viii) 本件財産に係るその他の費用

### 第 3.4 条（利益及び損失の分配）

(損益の分配) 本営業者は、本件営業により各計算期間中に生じた利益及び損失を、本条第2項から第4項までの定めに従い、各計算期日において、本営業者並びに本匿名組合員及び他の匿名組合員に対して分配するとして本営業者が合理的に見積もる金額を控除した金額に出資割合を乗じた金額を、直後の現金分配日において、本匿名組合員に対して支払うものとする。但し、対応する計算期間中に出資割合が変動した場合において本匿名組合員及び他の匿名組合員に対して配当を行う場合には、本営業者は、本匿名組合員及び他の匿名組合員の出資金の額、出資の時期その他の事情を総合的に判断し、公平かつ合理的と認める方法で分配を行うよう配当方法について調整を行う。なお、送金手数料は本営業者の負担とする(本項に従い本匿名組合員に対して支払われる金員の額を以下「現金分配額」という。)

2. (公租公課) 金銭の分配について源泉税その他公租公課等が課される場合には、当該源泉税その他公租公課等相当額を減額又は控除した残額を支払うものとし、本匿名組合員はこれを承認する。

3. (利益を上回る/下回る場合の処理)

(1) 各配当支払日において、本条及び他の匿名組合契約に基づいて本匿名組合員及び他の匿名組合員に分配された金銭が対応する計算期間について前条の規定によりそれぞれに分配された利益及び現金分配留保額の合計額を超える場合、当該超過分は出資の払戻しと取り扱う。但し、かかる取扱は、本件出資金残高又は他の匿名組合員出資金残高がゼロ円とならない範囲において行われるものとする。但し、この場合といえども本件出資金残高及び他の匿名組合員出資金残高はゼロ円となつてはならない。

(2) 現金分配額が前条の規定により対応する計算期間において本匿名組合員及び他の匿名組合員それぞれに対して分配された利益の額及び現金分配留保額の合計額を下回る場合には、その不足額の支払債務は次回以降の配当支払日まで、その支払を繰延べられるものとし、次回以降の配当支払日において、繰延べられたかかる支払のうち古いものから順に充当する。

4. (支払額の報告) 本営業者は、第1項の支払に先立ち、本匿名組合員に対して、現金分配額並びに前条の規定により対応する計算期間において本匿名組合員に対して分配された利益の額、源泉徴収税相当額及び現金分配留保額を、書面により予め通知した上、第3項に基づく処理が必要な場合には、かかる処理の方法及び金額等について書面により報告するものとする。

5. (端数処理) 第1項の計算について、1円未満の端数が生じる場合にはこれを切り捨てる。

## 第6章 表明及び保証

### 第6.1条 (表明及び保証)

1. 本営業者は、本匿名組合員に対し、本件匿名組合契約締結日において本営業者に関し下記の各号が真実かつ正確であることを表明し保証する。

#### (1) 権利能力及び行為能力

本営業者は、バミューダ法に基づき適法に設立され、有効に存続する株式会社である。本営業者は、本件匿名組合契約を締結し、これに基づく権利を行使し、義務を履行する権利能力及び行為能力を有する。

#### (2) 社内手続

本営業者は、本件匿名組合契約を締結し、これに基づく権利を行使し、義務を履行するために、法令及び定款、社内規則に基づき必要な一切の内部手続を適法かつ適正に完了している。

#### (3) 本件匿名組合契約の適法性

本件匿名組合契約を締結し、又は営業者がこれに基づく権利を行使し、若しくは義務を履行することは、本営業者に対して適用のある一切の法令、定款、社内規則又は本営業者を当事者とする契約の違反又は債務不履行事由とはならない。

本匿名組合員は、本営業者に対し、本件匿名組合契約締結日において本匿名組合員に関し下記が真実かつ正確であることを表明し保証する。

#### (1) 権利能力及び行為能力

#### (2) 本件関連契約の適法性

本匿名組合員が本件匿名組合契約を締結し、又は本匿名組合員がこれに基づく権利を行使し、若しくは義務を履行することは、本匿名組合員に対して適用のある一切の法令、定款、社内規則又は本匿名組合員を当事者とする。

#### 有効な契約

本件匿名組合契約は、その締結により本匿名組合員につき適法、有効かつ拘束力のある契約となり、その条項に従い本匿名組合員に対して執行可能である。但し、破産法等、債権者の権利に一般的な影響を及ぼす法令等の強行法規に服する。

## 7章 当事者の権利及び義務等

### 第7.1条 (善管注意義務)

本営業者は、本件営業を善良なる管理者の注意をもって執り行うものとし、本件営業の成功に向けて合理的に努力するものとする。但し、本営業者は、本件営業の成功又は本匿名組合員に対する出資金の返還について、明示又は黙示を問わず、何らの保証をするものではない。

## 第8章 その他

### 第8.1条 (契約の解除手数料等)

1. 本匿名組合員は、以下の各号に該当する場合には、契約解除に伴う手数料として、当初出資金の額の2%に相当する額（消費税および地方消費税を含みます。）を負担する。

(1)本匿名組合員に商法第540条第2項に規定するやむを得ない事由が生じ、本匿名組合員が本件匿名組合契約を解除した場合

(2)本匿名組合員の責に帰すべき事由により本営業者が本件匿名組合契約を解除した場合

2. 前項各号に掲げる場合に該当し、本匿名組合員又は本営業者が本件匿名組合契約を解除した場合、当該解除に伴い払戻金額の算定に必要な時価評価を行うために費用が発生した場合は、本匿名組合員は、当該費用を本営業者に対して支払う。

(本営業者)

宛先：ビットFXファンド

1st Floor, Dekk House, Zippora Street,  
Providence Industrial Estate, Mahe, Seychelles

メールアドレス：[support@bitfxfund.com](mailto:support@bitfxfund.com)

### 第9.1条 (準拠法)

本件匿名組合契約は、セーシェルまたはバミューダ法を準拠法とし、セーシェルまたはバミューダ法に従い解釈されるものとする。



## 第9.2条（管轄）

両当事者は、本件匿名組合契約に関連するあらゆる法的申立て又は手続につき、セーシェルまたはバミューダを専属的合意管轄裁判所とする。

<定義>

反社会的勢力」とは、以下に定める者をいう。

- (i) 暴力団
  - (ii) 暴力団員
  - (iii) 暴力団員でなくなった時から5年を経過しない者
  - (iv) 暴力団準構成員
  - (v) 暴力団関係企業
  - (vi) 総会屋等
  - (vii) 社会運動等標ぼうゴロ
  - (viii) 特殊知能暴力集団等
  - (ix) その他前各項目に準ずる者（以下、(i)乃至(ix)を「暴力団員等」と総称する。）
  - (x) 暴力団員等が経営を支配していると認められる団体
  - (xi) 暴力団員等が経営に実質的に関与していると認められる関係を有する団体
  - (xii) 自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもってするなど、不当に暴力団員等を利用していると認められる関係を有する者
  - (xiii) 暴力団員等に対して資金等を提供し、又は便宜を供与するなどの関与をしていると認められる関係を有する者
  - (xiv) 役員又は経営に実質的に関与している者が暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有する団体
  - (xv) その他上記(x)乃至(xiv)に準ずる者
17. 「反社会的行為」とは、以下に定める行為をいう。
- (i) 暴力的な要求行為

(ii) 法的な責任を超えた不当な要求行為

(iii) 取引に関して、脅迫的な言動をし、又は暴力を用いる行為

(iv) 風説を流布し、偽計若しくは威力を用いて第三者の信用を毀損し、又は第三者の業務を妨害する行為

(v) その他上記(i)から(iv)までに準ずる行為